

令和3年度

第10回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 第10回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月7日(金) 午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 勤労福祉センター3階第2会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄德
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

1件

議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	令和3年度第4次農用地利用集積計画の決定について	1件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	15件
報告第2号	農地所有適格法人の報告について	1件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第4号	地目変更登記に係る回答について	1件
報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	1件
報告第6号	農地の所有状況調査集計について	

#### 6. 農業委員会事務局職員

局長	飯塚 浩一
次長	舘野 裕之
副主幹	山崎 武敏
副主幹	本多 浩章
主任	地村 環

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和3年度第10回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名、全員が出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席5番の委員、議席6番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の山崎副主幹、本多副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員でございます。</p> <p>農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員でございます。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第6号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の1、2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和3年12月16日でございます。</p> <p>申請地は田尻で、地目は田、面積は314平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場及び貸資材置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席4番の委員。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、現地調査は、令和3年12月27日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、クリーンセンターの北側おおむね200メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であるこ</p>

<p>議 長</p>	<p>とから第3種農地と判断します。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、既設の鋼板塀が設置されており、被害を及ぼす恐れはありません。</p> <p>また、敷地内の埋立等を行わず、整地後転圧、砂利敷きにし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>汚水、雑排水はありません。</p> <p>申請地につきましては、産業廃棄物の一時保管場所として使用し、また、車両を5台置く予定です。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する会社員の方で、市内に本店を置き主に産業廃棄物運搬業を行う法人からの要望により申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が</p>

	<p>施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、許可後30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>申請地の面積が314平方メートルしかなく、産業廃棄物の資材置場として利用するには支障はありませんか。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>議案の2ページをご覧ください。</p> <p>借受人は、申請地に隣接して、既に資材置場として利用しておりますので、これらを一体として拡張利用するものとなっております。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>分かりました。</p>

議 長	ほかに、ございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件ございます。</p>
事務局長	<p>審議に入る前に、議案第2号（1）につきましては、議席2番の委員が「農業委員会等に関する法律」第31条に規定された「議事参与の制限」に該当いたしますので、本件の審議の間は退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">・・・・・・議席2番の委員退出・・・・・・</p> <p>それでは、事務局より議案第2号（1）の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。

<p>事務局長</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請分2件の内、1番についてご説明いたします。</p> <p>議案の3ページ及び4ページをご覧ください。</p> <p>申請受付日は、令和3年12月16日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は田、面積は525平方メートル外1筆、合計面積は、1,050平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場及び車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席3番の委員。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)の現地調査は、令和3年12月27日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、北消防署の東側おおむね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、高さ2.5メートルの鋼板塀を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでした。</p> <p>また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。</p> <p>申請地につきましては、土木資材と車両8台を置く予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基</p>

議 長	<p>準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、市内で主に土木工事等の設計、施工の事業を営む法人です。</p> <p>事業の拡大に伴い、隣接地に所有する資材置場が手狭になったことから申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和4年2月28日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p>

各 委 員	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>それでは、議席2番の委員の入室を求めます。</p> <p>・・・・・・・・ 議席2番の委員入室 ・・・・・・・・</p> <p>続きまして、事務局より議案第2号(2)の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、引き続き、今回の申請分2件の内、2番についてご説明いたします。</p> <p>議案の5、6ページをご覧ください。</p> <p>申請受付日は、令和3年12月16日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は439平方メートルです。</p>

	<p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、専用住宅の建築を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席3番の委員。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2)の現地調査は、令和3年12月27日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、北消防署の南西側おおむね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、コンクリートブロック及び擁壁を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>また、汚水については、合併浄化槽にて処理し、雨水については、宅地内にて一時貯留し、併せて前面道路側溝へ放流するものです。</p> <p>申請地につきましては、専用住宅2棟を建築する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p>

	<p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(2)の譲受人は、松戸市に本店を置き、不動産業を主な事業とする法人です。</p> <p>申請地周辺は、閑静な住宅地であり、新しい生活に最適な場所であることから申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和4年9月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>なし。</p>

議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「令和3年度第4次農用地利用集積計画の決定について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第3号「令和3年度第4次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和3年12月8日付けで、市川市長より令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)が、1件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に</p>

	<p>付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 7 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席 7 番の委員。
議席 7 番の委員	<p>議案第 3 号「令和 3 年度第 4 次農用地利用集積計画の決定について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和 3 年 1 2 月 2 4 日に、第 4 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、1 件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>借り手の方は大野町 2 丁目在住の方です。</p> <p>大野町 4 丁目在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、大野町 4 丁目の「市川大野高等学園」の北側に位置した田 7 筆、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>面積は、2, 9 3 0 平方メートルです。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和 3 年度第 4 次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第 4 班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。

議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第3号「令和3年度 第4次農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。  以上で議案の審議は、終了いたしました。</p>
議 長	<p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」（事務局長専決分）、15件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。 議案の9ページをお願いいたします。  今回の報告は、令和3年12月1日から12月28日までに届出がされたものであり、 農地法第4条の届出は、6件、8筆、917.89平方メートル、 第5条の届出は、9件、19筆、4,560.44平方メートルで、 第4条と第5条の合計は、15件、27筆、 転用面積は、5,478.33平方メートルとなります。 なお、詳細につきましては、10ページから12ページまでの記載のとお</p>

<p>議 長</p>	<p>りです。 報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地所有適格法人の報告について」、1件でございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号「農地所有適格法人の報告について」、ご報告いたします。 議案の13ページをお願いいたします。</p> <p>農地所有適格法人の報告については、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎年、事業の実施状況等を農業委員会に報告しなければならないとされており、また、同法施行規則第58条第1項において、この報告は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業委員会に所定の事項を記載した報告書を提出しなければならないとされております。</p> <p>そこで、令和3年12月8日に当該法人から報告書が提出されたことから、農地法第2条第3項に掲げる農地所有適格法人の要件を満たしているか確認をしました。</p> <p>事業年度は、令和2年10月1日から令和3年9月30日で、当該法人は、松戸市に主たる事務所を構え、法人形態は株式会社、事業の種類はネギ苗等の生産です。</p> <p>報告書を精査した結果、売上高、構成員、業務執行役員等、前年同様に要件を満たしていることを確認いたしました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されました。</p> <p>土地は掘之内で、地目は畑。面積は804平方メートル外1筆、合計面積は1,206平方メートルであり、令和3年12月21日に合意解約がなされ、12月24日付で農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>次に、報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の17ページをお願いいたします。</p>

	<p>令和3年11月26日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は田尻、面積は185平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況は、転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和3年12月8日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の19ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている</p>

<p>議長</p>	<p>旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和3年12月17日に申請のあった1件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第6号「農地の所有状況調査集計について」、事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第6号「農地の所有状況調査集計について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の21ページをお願いいたします。</p> <p>農業委員会では、毎年8月1日現在で市川市に住所を有しており、現況農地を10アール以上所有または耕作している農家の世帯及び農地の状況調査を行い、農地基本台帳に登載される調査内容をもとに、農業委員会が発行する証明や農業諸施策の基礎資料に活用しております。</p> <p>続きまして、議案の22ページ、23ページをお願いいたします。</p> <p>令和3年8月1日現在の調査集計の概要につきましては、農家戸数は687戸、前年に比べ29戸の減となっております。</p> <p>また、自作地面積では、178,253平方メートルの減、貸付地面積では、12,241平方メートルの増となっており、前年と比較して、166,012平方メートルの減となっております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>

	<p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和3年度第10回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
--	---